

令和5年第9回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年9月29日(金) 13時40分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 8番 有 村 啓 太 9番 東 鶴 昭 雄 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	10番 上 原 雄 二
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について 7「霧島市農地利用最適化推進委員の辞任」について

開 会 13時40分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和5年第9回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、10番委員より欠席届が提出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。

事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	ご異議なしとのことです。本日の議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（会長）	事務局報告が終わりましたので、さっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転6件、利用権設定23件、中間管理権の設定22件の合計51件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が13件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転6件、筆数11筆、面積16,826㎡。利用権設定23件、筆数40筆、面積85,876㎡。中間管理権設定22件、筆数28筆、面積71,066㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので質疑終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのこと。それでは、お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	[全員挙手]
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が13件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺1を16番委員。
16番委員	はい。2号1番について報告いたします。申請地は陵南小学校の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。農機具はリースするということです。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、国分3を17番委員。

17 番委員	<p>2号3番です。9月25日に現地調査の方を15番委員に報告を受けているところでございます。申請地は福地地区公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく国分4、5を18番委員。</p>
18 番委員	<p>2号4番、5番続けて報告をさせていただきます。</p> <p>2号4番。申請地はいきいき国分交流センターの西に位置し、現況は田であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。</p> <p>2号5番。現地調査につきましては、13番委員にお願いをしたところでございます。申請地は上之段・平山・塚脇地区コミュニティ広場の北西に位置し、現況は畑であります。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されておりません。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められます。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められます。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、溝辺6を3番委員。</p>
3 番委員	<p>2号6番を報告いたします。申請地は石峯自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	<p>同じく溝辺7を14番委員。</p>
14 番委員	<p>2号7番について報告いたします。現地調査については、5番委員にさせていただいております。申請地は宇都山公民館の※※は北東、※※は南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、牧園8を16番委員。</p>
16 番委員	<p>2号8番について報告いたします。申請地は中津川小学校の南に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>次に、霧島9、10を2番委員。</p>
2 番委員	<p>議案第2号9番。現地調査につきましては、4番委員にお願いをし報告を受けました。霧島から距離がありますので、本人に通作して耕作をされますかということで確認をしましたところ、会社から機械を借りて耕作をしますというようなことでありました。</p> <p>申請地は松木・野口地区ふれあい広場の野口字の所が北に、松木の方が東に位置し、現況は田</p>

	<p>である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>次に、議案第2号10番。申請地は栢田自治公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告をいたします。</p>
議長（会長）	同じく霧島11を6番委員。
6番委員	2号11番を報告します。申請地は永野田自治公民館の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、隼人12を10番に代わり5番委員。
5番委員	2号12番を報告します。申請地は上野公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上報告します。
議長（会長）	次に、福山13、14を19番に代わり7番委員。
7番委員	<p>2号13番と14番を代理報告をいたします。</p> <p>まず、2号13番について。申請地は大廻体育館の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして2号14番について。申請地は福山高等学校の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等はありませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

議長（会長）	次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地編入 1 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。調査員の報告を求めます。 横川 1 を 9 番委員。
9 番委員	3 号 1 番。申出地は野坂公民館の北東に位置しており、現況は不耕作である。編入目的は農地として有効に利用したいため農用地へ編入するものです。申出地を農用地へ編入することは問題ないと思われます。以上です。
議長（会長）	はい。調査委員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして何かご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地編入 1 件につきまして、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	それでは次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 3 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1、2 を 18 番委員。
18 番委員	4 号 1 番、2 番続けて報告をさせていただきます。 4 号 1 番。申請地は妻屋公民館の北東に位置し、現況は農家住宅、倉庫、物置であります。なお、昭和 62 年に農家住宅、倉庫、物置にしてしまったという経緯書が添付されております。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は農家住宅、倉庫、物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地宅地の 814.04 m ² を一体利用するもので、また、その同意は得られており、全体計画面積は 1,886.04 m ² であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。 4 号 2 番。申請地は府中地区公民館の南に位置し、現況は農家住宅であります。なお、昭和 35 年頃農家住宅にしてしまったという始末書が添付をされております。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われます。転用目的は農家住宅、倉庫、物置を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。また、隣接地宅地の 539.18 m ² を一体利用するもので、また、その同意は得られており、全体計画面積は 937.18 m ² であります。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 3 を 7 番委員。
7 番委員	4 号 3 番について報告いたします。申請地は湯田公民館の西に位置し、現況は田である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われます。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。隣接地については、被害

	防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 5 条の規定による許可申請が 20 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分 1 から溝辺 3 までを 16 番委員。
16 番委員	5 号 1 番から 3 番まで続けて報告します。 5 号 1 番について報告いたします。申請地は国分南小学校の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は貸事務所兼貸倉庫 1 棟、貸駐車場、貸資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地 5 条許可地の 2,838 ㎡を一体利用するもので、全体計画面積は 5,918 ㎡である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われず。 続きまして 5 号 2 番について報告いたします。申請地は中園公民館の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的はボーリング用地、資材置場、駐車場、事務所 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 10 月 5 日から令和 6 年 9 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われず。 続きまして 5 号 3 番について報告いたします。申請地は麓原地区自治公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的はボーリング用地、資材置場、駐車場、事務所 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。法定小作人がいますが同意済みであるということです。一時転用の期間は令和 5 年 10 月 5 日から令和 6 年 9 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われず。以上です。
議長（会長）	次に、溝辺 4、5 を 18 番委員
18 番委員	5 号 4 番、5 番続けて報告をさせていただきます。 まず、5 号 4 番。申請地は陵南小学校の西に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われず。転用目的はボーリング用地、資材置

	<p>場、駐車場、事務所 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 10 月 5 日から令和 6 年 9 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>5 号 5 番。申請地は麓原地区自治公民館の北西に位置し、現況は畑であります。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的はボーリング用地、資材置場、駐車場、事務所 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 10 月 5 日から令和 6 年 9 月 30 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川 6 から隼人 8 までを 2 番委員。
2 番委員	<p>議案第 5 号 6 番。申請地は下小脇公民館の北西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は農用地区域内農地の一時転用に該当するものと思われる。転用目的はボーリング用地、駐車場、資材置場、通路、仮設トイレ 1 基を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。一時転用の期間は令和 5 年 10 月 5 日から令和 8 年 10 月 4 日までで、一時転用終了後、農地へ復元する計画のため妥当であると思われる。</p> <p>続きまして、議案第 5 号 7 番。申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は牛舎、堆肥舎、ロール置場である。農地区分は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は牛舎 2 棟、堆肥舎 1 棟、ロール置場にするものであり、既に令和 2 年 5 条許可後建設済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>次に、議案第 5 号 8 番。申請地は霧島市立医師会医療センターの南東に位置し、現況は田である。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	次に、国分 9 から 12 までを 4 番委員。
4 番委員	<p>5 号 9 番から 12 番を報告いたします。</p> <p>まず、5 号 9 番。申請地は野口生活改善センターの北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は共同住宅 1 棟、駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 10 番を報告いたします。申請地は野口公民館西集会所の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p>

	<p>続きまして 5 号 11 番を報告いたします。申請地は市営松木住宅の東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 12 番を報告いたします。申請地は市営南京塚住宅の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分 13 を 17 番委員。
17 番委員	5 号 13 番です。申請地は国分中央公園の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 3 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地宅地の 343.27 m ² を一体利用するもので、全体計画面積は 657.27 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 14、15 を 18 番委員。
18 番委員	<p>5 号 14 番、15 番を続けて報告をさせていただきます。</p> <p>5 号 14 番。申請地は新清水団地の西に位置し、現況は田であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われ。転用目的は事務所 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ。</p> <p>5 号 15 番。申請地は国分中央高校小畑実習農場の南に位置し、現況は田であります。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われ。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われ。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われ。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ。以上です。</p>
議長（会長）	次に、溝辺 16 を 3 番委員。
3 番委員	5 号 16 番を報告いたします。申請地は陵南小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われ。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 17 を 8 番委員。
8 番委員	5 号 17 番を報告します。申請地は溝辺中学校の南東に位置し、現況は作業路である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は住宅への道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、牧園 18 を 16 番委員。

16 番委員	5 号 18 番について報告いたします。申請地は安楽公民館の東に位置し、現況は駐車場、一部畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、離合場所、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、面積超過理由書が出ておりまして、土砂災害警戒区域に指定されており、有効宅地面積は 265 m ² である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 19、20 を 10 番に代わり 5 番委員。
5 番委員	10 番委員に代わりまして、19 番、20 番続けて報告いたします。 5 号 19 番を報告します。申請地は隼人駅の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 20 番を報告します。申請地は隼人工業高校の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等ございませんか。
8 番委員	溝辺の 2 番から 5 番まで、ボーリングの申請が続いているんですが、これはどういった案件ですか。
議長（会長）	これは事務局で良いですか。事務局。
事務局	はい。ご説明します。溝辺の 2 から溝辺の 5 までですが、金とか鉱物の磁気探査を行って、ある可能性があるということで、今度はボーリング調査を行うということで一時転用されるということです。次の横川の 6 も同じボーリング調査を行うということの一時転用になります。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
8 番委員	はい。
議長（会長）	他にありませんか。
12 番委員	はい。
議長（会長）	はい。12 番委員。
12 番委員	横川の 7 ですが、牛舎、ロール置場なんですが、ここの農場は今年牛の病気が入って、牛の出入りができないようになっているはずなんですが、新たに買われた人は牛をここに入れるのは、農政の方と良く話を密にしてもらいたいという要望です。病気で 3 年ほど出荷停止の農場になっているはずですので。
議長（会長）	はい。分かりました。事務局はその情報は。
事務局	はい。今の情報は農政の畜産グループにも情報提供をしております。
議長（会長）	分かりました。今後については、地元の農業委員さんも見てくださいということでよろしくお願いします。
議長（会長）	それでは、他にございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、10月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第6号 「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく、農地転用事業計画変更承認申請が1件提出されておりますのでこの処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 国分1を2番委員。
2番委員	議案第6号1番。この申請は5条申請と同時申請でございます。 申請地は国分南小学校の南東に位置し、現況は不耕作である。転用目的は当初転用目的は倉庫であったが、隣接地の農地を購入し、貸事務所兼貸倉庫、貸駐車場、貸資材置場を建設するものである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲には農地はあるが特に問題はないものと思われる。排水は浄化槽を通じて道路側溝に流す計画のため問題はないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上報告いたします。
議長（会長）	はい。ご苦勞様でした。只今の報告につきまして、何かご質疑・ご意見等がございますか。 〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	はい。それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第6号「農地法第5条事業計画変更承認申請の処分決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をいたしました。

△ 議案第7号 「霧島市農地利用最適化推進委員の辞任」について

議長（会長）	次に、議案第7号「霧島市農地利用最適化推進委員の辞任」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地利用最適化推進委員から辞表が提出されておりますので審議を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。事務局。
事務局	議案第7号「霧島市農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明いたします。 令和5年9月22日付けで※※委員から、霧島市農業委員会会長に対し辞任届が提出されました。辞任の理由としては、一身上の都合とありましたが、本人に話を聞くと体調の不良もあり、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせていないとの思いから願い出られたものでございます。 委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条において、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されておりますことから、今回の農業委員会の議案として上程させていただいたものでございます。なお、農業委員会で※※氏の辞任についてご同意をいただいた場合は、辞任日は、本

	<p>日、令和5年9月29日付けとなることを申し添えます。また、補足ですが、辞任のご同意をいただいた場合、農地利用最適化推進委員が1名欠員することとなります。</p> <p>欠員が生じた場合の対応につきまして、「霧島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」第12条において、「推進委員の欠員がその定数の3分の1を超えたときは、この規則に規定する手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。」とする規定が定められています。</p> <p>よって、推進委員の定員21名中、欠員が合計で2名となり、推進委員の欠員が定数の3分の1を超えていないため、農地利用最適化推進委員の補充事務は実施しないものとして進めさせていただきたいと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長（会長）	はい。只今、事務局から説明があったとおりでございますが、本件について、皆様からのご質疑・ご意見等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第7号「霧島市農地利用最適化推進委員の辞任」につきましては、同意することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔挙手多数〕
議長（会長）	はい。賛成多数ということであります。よって、本案件は同意することに決定をいたしました。
	<p>以上で、令和5年第9回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に、その他はございませんか。</p>
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	<p>それではないようですので、以上で令和5年第9回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。</p>
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 14時40分